

丹波市学校給食食材購入仕様書

- 1 件名
丹波市学校給食食材（各学校給食センター発注食材）購入
- 2 納入場所
丹波市内各学校給食センター（以下「各学校給食センター」という。）
- 3 納入期間
令和7年度～令和8年度
- 4 見積
 - （1） 見積りは、本仕様書及び別紙留意事項を熟読し、各学校給食センターから依頼する給食物資見積書（以下「見積書」という。）を確認のうえ、単位当たりの単価を消費税抜きで見積もること。
 - （2） 提出を求めた成分表及びサンプルは、見積書提出期限までに提出すること。提出が無い場合は、その食材についての見積りは無効とする。ただし、各学校給食センターが期日を指定した場合は、この限りでない。
 - （3） 見積時において、サンプルを求めた食材の提出は、提出を求めた学校給食センター1カ所へ提出することで全てのセンターに提出があったものとする。なお、業者決定後に各学校給食センターからサンプルを求める場合がある。
 - （4） 成分表及びサンプルの提出にかかる費用は、業者の負担とする。なお、提出された成分表及びサンプルは返却しない。
 - （5） 納品が可能な食材のみの見積りも可とする。
- 5 業者決定
 - （1） 丹波市学校給食物資納入業者登録名簿に登録されている業者に対し、各学校給食センター単位で、該当月の前月の10日までに見積りの依頼を行い、原則として品目ごとに最低単価である業者に決定する。ただし、品質、サンプル、成分、産地等により、学校給食に使用することが適当でないと判断した場合は、この限りではない。
 - （2） サンプルを求めた食材は比較検討を行い、最も学校給食に使用することが適当であるものに決定する。
 - （3） 同一献立に使用し小学校用と中学校用で重量が異なる食材については、品目ごとの購入予定数量にそれぞれの見積単価を乗じて得た額の合計額が最低価格である業者に決定する。
 - （4） 契約は、毎月の物資注文書をもってこれに代える。
 - （5） 見積単価の同額業者が複数ある場合は、次の各号のとおり優先順序を定めるものとし、優先順位の同位業者が2社以上あるときは、「くじ」により決定する。
 - ① 各学校給食センターは、下記の業者を第1優先とする。
ア 柏原・氷上学校給食センター…………… 柏原地域、氷上地域、山南地域

- イ 青垣学校給食センター…………… 青垣地域
- ウ 春日学校給食センター…………… 春日地域、市島地域

② 市内業者を第2優先とする。

- (6) 給食物資見積書が提出された業者すべてにおいて条件から外れる場合は、条件を見直し再見積りをしないで決定する場合がある。

6 発注

- (1) 当該月の前月23日までに物資注文書により発注を行う。ただし、4月分及び9月分は、その限りではない。
- (2) 野菜（小豆、黒大豆、大豆、切干し大根等を含む。）については、丹波市食育推進計画及び丹波市学校給食運営基本計画により、丹波市学校給食用農産物生産者組織連絡協議会に属する団体等から丹波市産農産物を優先して購入するものとし、その場合は、当該野菜の数量を差し引いて発注する。
- (3) 予算その他の都合上、見積単価の額によっては使用する食材を変更し、又は発注しないことがある。また、学校行事等の変更に伴う欠食により、見積依頼した食材を使用しない場合もある。

7 発注変更等

学校行事等による食数変更が生じた場合は、各学校給食センターから変更を指示した数量を納入すること。この場合、数量の変更に伴い金額は増減を行うものとする。ただし、気象警報、インフルエンザ等緊急に欠食が生じた場合はこの限りではない。

8 供給食材

- (1) 食材の品質は、いずれも良とすること。
- (2) 食材は、規格等で産地、メーカーを指示するもの以外は、国内産で国内加工のものを優先するものとし、原則として遺伝子組み換え食品を使用していないものとする。

※国内加工とは、最終カット（カット・検品・箱詰め）を国内で行ったものとする。

9 納入

- (1) 食材の納入は、各学校給食センターの指示する日時に行い、各学校給食センター職員等の検収を受け、引き渡すこと。
- (2) 納入時には品目、数量、単価、金額を記入した納品書を添付することとし、野菜、果物、魚介類、食肉・卵類にあつては産地も記入すること。
- (3) 魚介類は、納品時に産地及び加工地が分かるものを提出すること。
- (4) 牛肉、豚肉、鶏肉は、納品時、産地証明を提出すること。
- (5) 食材の仕入れから納入までの間、搬送に使用する車両は、常に清潔に保ち、運行中に塵埃汚染されない構造であること。
また、搬送にあたっては冷蔵又は要冷凍が可能な車両及び容器を使用し、適切に温度管理を行うこと。
- (6) 食材は、清潔な容器等に入れて搬送すること。なお、食物アレルギー等に配慮するため、容器の使いまわしは行わないこと。
- (7) 宅配による納入は不可とする。

- (8) 仕入れから納入までに要する費用は、業者の負担とする。
- (9) 納入にあたっては、各学校給食センターの指示に従うこと。

10 請求及び請求金額

- (1) 請求書の宛名は、「丹波市長 林 時彦」とし、請求日を明記すること。
- (2) 食材の請求は、前月納品分であっても使用月単位とすること。
- (3) 請求金額は、各食材の見積単価に数量を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合には、円未満を切捨て）の合計額に、消費税相当額を加えた額とする。
- (4) 請求金額又は請求日が訂正された請求書は、不可とする。

11 支払

代金は請求書を受理した日から30日以内に支払う。

12 業者の義務

- (1) 納入業者は、学校給食の意義・重要性を認識し、感染症・食中毒の原因とならないよう、月1回程度の検便を実施するなど、常に衛生管理を徹底すること。
- (2) 良質な食材を適正な価格で供給すること。
- (3) 食材は、必ず納入前に品質（形状、鮮度）及び異物のないことを納入業者が確認して納入すること。
- (4) 検収時や作業開始後に、数量の不足や不良が判明した食材については、即時追加納入や交換等を行うこと。
- (5) 見積提出時に成分表の提出を求めた食材について、配合割合やアレルギー表示等、内容が変更になった場合は、その都度、速やかに成分表を提出すること。

13 理由書の提出、見積依頼の停止

次の各号に定める場合は、当該業者に対し理由書の提出を求め、当該食品区における次回以降の見積依頼を停止する場合がある。

- (1) 見積書、成分表及びサンプルの提出において誤りその他不正があったとき。
- (2) 発注後において食材の一部又は全部を納品指定日に納入できなくなったとき。ただし、災害その他やむを得ない事情による場合を除く。

14 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、丹波市教育委員会教育総務課と業者が協議のうえ定める。
- (2) 本仕様書による翌年度4月分の見積依頼については、予算の成立を前提に年度開始前準備行為として行うものであるため、予算の施行が可能となった場合に見積により決定した契約予定者と4月1日に契約を行うこととなる。ただし予算が成立しなかった場合には、見積にかかる契約を行うことはできない。この場合、見積等に要したすべての費用について丹波市に請求することはできず、見積参加者の負担とする。

別紙

留 意 事 項

1 見積りについて

- (1) 見積単価は、「現着単価」とします。
- (2) 見積りを辞退される場合は、必ずその旨を連絡してください。連絡なく辞退された場合、以後の見積依頼をしないことがありますのでご注意ください。
- (3) 給食物資見積書の「数量」は、当該月の月間で使用する予定数量であり、学校や児童及び生徒の事情、丹波市産農産物の使用状況等によって、実際の発注数量は変わることがあります。
- (4) 以下の場合については、備考欄に理由を明記の上、見積りをしてください。
 - ① 指定した産地で納品ができない場合
 - ② 指定したグラム数で納品ができない場合
 - ③ 指定した納品の時期や数量が条件から外れる場合
- (5) 提出期限内に提出されなかった給食物資見積書については、無効とします。

2 食材について

- (1) ○○g 前後とは、2 割程度とします。
- (2) 「小分け対応」は 100 g 単位で購入する場合をさします。

3 サンプルについて

- (1) 給食物資見積書に記載した数量のサンプルを提出してください。
- (2) 期限までに提出が出来ない場合は、必ず事前に遅延の理由を示し承諾を得てください。

4 成分表について

- (1) 成分表は、アレルギー物質（食品衛生法により表示が義務付けされている特定原材料の表示）が記載されており、かつ食品の規格・添加物・原材料名・配合割合・主な原材料の産地及び加工地が記載されたものとします。
※特定原材料（アレルゲン 8 品目）とは、「卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに、くるみ」を指す。
- (2) ファクシミリ等による文字のつぶれ等がなく、内容が判読できるよう配慮してください。
- (3) 期限までに提出が出来ない場合は、必ず事前に遅延の理由を示し承諾を得てください。